

## 書 評

ウィリス・J・ノードランド  
『生活賃金の追求——アメリカ  
連邦最低賃金制の歴史——』

小 林 英 夫

最低賃金制についていえばアメリカ合衆国（州ではなくて連邦）は、日本ほどの後進国ではないにせよ、けっして先進国ではない。またその決定方式は、日本の審議会方式とは異なり立法方式である。さらに日本の制度が高度成長の初期段階に生れたのにたいし、アメリカのそれは大不況のまっ只中に生れている。その意味では最低賃金制の単純な日米比較は問題があろう。だが日米の経済関係は濃密であるから、その基底をなす最低賃金制の比較は重要だし、また生活賃金の追求という制度の理念は共通しているし、さらに日本は不況に呻吟しているから、アメリカの制度も多少は参考になろう。本書<sup>1)</sup>をとりあげたのは、そのためである。なお著者は、執筆当時はウエスト・バージニア大学の経営大学院部長の職にあり、1976年～1980年の間は労働次官の特別補佐官をつとめた。以下にその内容をみよう。

## 1

いうまでもなくアメリカには、連邦に先行して州の最低賃金制の歴史がある。ただし州法の規制したのは女性と児童の労働賃金であり、成人男性のそれを最初に規制したのは連邦法である。また州法が苦汗労働対策だったとすれば、連邦法は不

況対策だったという違いがある<sup>2)</sup>。

最初の州法は1912年マサチューセッツ州法だが、当時の世界の流れに反して女性と児童のみを対象としたのは、合憲制の司法審査を免れるために州警察権の立場に立ったからであり、また違反については、直接の法的制裁ではなく世論の批判によって対処しようとしたところ（任意法規）に大きな特徴がある。その後10年間に14の州法が制定されるが、その内訳は、2州がマサチューセッツ・モデル、9州がオレゴン・モデル（強行法規）、3州がユタ・モデル（法律による金額明示＝連邦法の先駆）にそれぞれ分けられる<sup>3)</sup>。

州の最低賃金立法について各州の最高裁判所は合憲判決を下したというのに、1923年の有名な連邦最高裁判所アドキンス判決は、州最低賃金制を事実上消滅せしめた。原告は、最低賃金に満たない現行賃金に満足しているのに最低賃金の実施により失職したという従業員と、当事者間の自由な契約賃金そのものが最低賃金未満であるという児童病院とであって、コロンビア区最高裁判所が最低賃金法を違憲とし、連邦最高裁判所が「労働内容（仕事内容）と無関係に賃金支払は強制できない」として、それを支持したのである。

連邦最高裁判所がアドキンス判決を覆えすの

1) Willis J. Nordlund, *The Quest for a Living Wage — the History of the Federal Minimum Wage Program*, Greenwood Press, 1997.

2) *Ibid.*, pp.1～2.

3) *Ibid.*, pp.11, 13～14. なお州法による最低賃金制は、1993年1月現在42州で実施されていた。

は、14年後の1937年である。ワシントン州のホテル女性従業員パリッシュが最低賃金との差額を求め、ホテル側が州最低賃金法の違憲性を主張したのにたいし、連邦最高裁判所は、低賃金貧困者の行政による救済という社会的費用を回避させるものとして同州法を合憲とした<sup>4)</sup>。

連邦最低賃金を定めた公正労働基準法が成立するのは、その翌年の1938年である。注目すべきは、連邦立法を生みだした原動力は、州権を超えた連邦権限行使の必要性についての社会的認識（大不況と失業・独占の弊害への認識）であって、かつての州法を生みだした健康・道徳論議ではなかったことである。

ルーズベルトの頭には、大不況の責任は企業にあるという考え方と当時の左傾化にたいする対策の必要性とが共存していた。かつては賃金の法的規制に反対した労働組合も、いまでは規制の必要を認めたが、公正労働基準法の成立についてはAFLの寄与よりもCIOの寄与の方が大きい<sup>5)</sup>。

ところで連邦法の成立にはいくつかの争点があった。連邦に賃金規制権限はあるのか、最低賃金は全国一律か地域格差を認めるのか、所管官庁は司法省か労働省か、最低賃金の設定は立法方式と委員会方式のいずれによるのか、などである。上下両院で最終的にまとまった法案は、①最低賃金率は時間当たり当初25セントとし、39年に30セント、45年までに40セントに引上げる、②週労働時間は当初44時間、39年に42時間、40年に40時間とする、③時間外賃金率は通常賃金率の150%とする、④見習いは適用除外とする、⑤最低賃金率は全国一律とする（ただし地域事情を考慮して産業委員会を設ける）、⑥最低賃金の施行責任者は労働

長官だが、決定権者は労働省賃金時間部長である、というものであった。法案が公正労働基準法として成立した後、直ちに2つの事件で合憲性が争われたが、いずれも合憲性が認められている（製材業のダービー判決と産業委員会手続をめぐるオップ綿紡績判決<sup>6)</sup>）。

## 2

公正労働基準法の施行は、当初14カ月ほどの序走を終えると、直ちに加速しはじめる。著者は、その50年を10年単位に分け、各10年にそれぞれの特徴づけをおこなっている。

最初の10年（厳密には11年）は「公正労働基準法、成年に達する」と特徴づけられている。不況を脱し、2次大戦を経過して戦後を迎えた時期であり、GNP、雇用労働者数、平均時間賃金収入のいずれも大幅な増加をしめた。最低賃金は、基準法の定めにより25セント、30セント、40セントと改定され、1949年には75セントとなった。重要なのはこの49年基準法改正であろう。

再選後の49年教書でトルーマンは、週16ドル（40セント×40時間）では最低のニーズを満たせないとし、インフレによる最低賃金目減りの回復の必要を唱えた。75セント案（賃金時間部長や民主党）や65セントを限度とするCPI準拠案ないし65セントに50セントを限度とするCPI準拠額を加算する案（共和党）などが競合したが、結局のところ75セントの妥協案が両院を通過し、10月大統領の署名を得た。基準法による最初の最低賃金を改定するのに11年を要したことになる。なおその折労働組合が、タフト・ハートレー法の撤廃と最低賃金改定のいずれを優先させるべきかに悩んだと

4) *Ibid.*, pp.21~27.

5) *Ibid.*, pp.32~33, 37~38.

6) *Ibid.*, pp.42~43, 51~52, 53, 55. なお州法、アドキンス判決、パリッシュ判決を含めて公正労働基準法成立までのアメリカ最低賃金制の動きについては、邦語文献としては、古いけれども水島密之亮著『アメリカ最低賃金法』（有斐閣、昭和26年）がすぐれている。

いうのは面白い。

労働基準行政と戦時統制行政とが一体化したことも、この10年の特徴であろう。とくに戦時労働委員会の業務の分担は、賃金時間部の大きな負担となった。だが最低賃金違反率は1941年の30%から1949年の5%へと低下し、また賃金は正の対象となった企業数、労働者数、総逡及払い額のいずれも低下している<sup>7)</sup>。

第2の10年を著者は「啓蒙教育の強調」の時期として特徴づける。GNPは増加を続け、失業率は4%~5%の範囲に安定し、時間賃金率は50%伸び、しかも物価上昇率は20%にとどまり、さしたる混乱のない時期であった。朝鮮戦争による賃金物価凍結策は、2次大戦中の統制経験を活かせばよく、そのために基準法施行が影響を受けたことはない。

この10年の前半は、定常的な法施行の実験期であって、施行にかかわる調査も、以前の違反申立てによるものから事前の標的設定によるものへと移行した。最低賃金適用外の労働者がなお多く(全体の45%)、賃金時間部は、法の精神を浸透させるため企業にたいする啓蒙を強調したが、啓蒙の要のないはずの大企業が、最低賃金違反こそ少ないが児童労働条項違反が多かったことは、注目されてよい<sup>8)</sup>。

この10年の後半は、前半の法施行の型の確立期であって、約5%の事業所が毎年調査対象となった。最低賃金の改定については、アイゼンハウアーは1954年末までに90セントを考えていたが、労働長官は1ドルを提案し、結局は翌55年8月の基準法改正によって1ドルが決定した。この55年改正は、金額改定以外に、①基準法評価プログラムと②自治領(プエルトリコとバージン諸島など)の最低賃金改定手続の修正とを定めたが、②にか

んして面白いのは、産業委員会のヒヤリングに代わる年1回の調査審議が定められたため、委員会スタッフによる毎年の調査大旅行が慣例化し、時間と費用の負担を軽減するため1958年8月から調査が隔年となったことである。

ともあれ結論として1950年代末までに、労働基準法制は労働保護制度として認知されたという。ただし啓蒙が遵法を促した様子はない<sup>9)</sup>。

### 3

第3の10年は「公正労働基準行政のアセスメントの10年」だという。経済は健全な拡大を遂げ、GNPは49%増加し、雇用労働者数は29%増加し、週労働時間は0.9時間短縮され、時間賃金収入は45%増加し、失業率は3.5%まで低下したが、それが逆に貧困を浮かび上らせ、ワーツ労働長官をして「貧困退治の国家決意」を強調せしめることになる。

最低賃金改定の動きは、1955年の1ドル決定の直後から始まっている。同年末結成されたばかりのAFL-CIOは1ドル25セントを主張し、また農業団体も同組合による農産物価格維持政策の支持への見返りとして1ドル25セントを支持し、議会内にも改定論が現われた。それを本格化させたのはケネディの登場である。1ドル10セント案、1ドル25セント案、段階的1ドル25セント案などが入りみだれたが、結局は政府案に依拠した上院案に近いものが両院の協議案となり、1961年基準法改正が成立した。その内容は複雑なもので、①最低賃金の既適用者は当初1ドル15セント、1年後に1ドル25セント、②新規適用者は当初1ドル、1年後に44時間制、2年後に42時間制と1ドル15セント、3年後に40時間制と1ドル25セント、というものである。その適用範囲は海員に、また大

7) *Ibid.*, pp.65~66, 71~73.

8) *Ibid.*, pp.81~83.

9) *Ibid.*, pp.86~87, 91~92.

統領令によって連邦職員にも拡大された。なお1963年には基準法改正として男女同一賃金法が制定され、翌年6月から施行されている<sup>10)</sup>。

1961年基準法改正は、以上のように最低賃金の多段階的改定を定めており(完了は1964年)、そのため新たな改定までにしばらくの「息抜き期間」が存した。もちろんAFL-CIOは、62年に1ドル50セント、64年に2ドルを主張したが、政府側が動きだすのは65年である。労働長官は、1ドル25セント(年間2,000時間として年収2,500ドル)は政府の貧困定義3,000ドルに矛盾すると発言し、大統領も、組合の注意を最低賃金改定よりはタフト・ハートレー法の勤労権条項撤廃にむけしめる意図があったにせよ、改定を議会に委ねた。具体的な動きとしては、1ドル50セント案(労働長官)、1ドル75セント案(下院労働小委員会)、1ドル40セントかつ1970年に1ドル60セントとする案(経済諮問委員会)などがあり、それらはAFL-CIOを怒らせたが、妥協の結果として1966年基準法改正が成立した。その内容は、①1967年2月1日に1ドル40セント、1年後に1ドル60セントとし、②適用対象を拡大し、③障害者賃金、時間外割増、雇用差別にかんして調査する、というものであった。

ところで最低賃金の履行状況はどうか。50年代後半から調査件数や賃金は正認定額が増加していたが、60年代には違反摘発がその弾みをつけた。1960年と1969年について1件当たりの最低賃金違反額は614ドルと1,138ドル、時間外割増違反額は124ドルと178ドルであった。また違反取締官の定員数は656人から倍となった。同時に最低賃金のもたらすインパクトにたいする懸念から同制度への反対が高まりつつあり、これが70年代の実証研究を促がすこととなった<sup>11)</sup>。

## 4

かくして第4の10年は「実証主義の10年」として特徴づけられる。70年代は、石油危機の影響もあってどの面においても60年代より悪く、とくに失業者数は1975年に800万(失業率8.5%)に達し、その後も600万台を保った。とくに後半は規制緩和の影響が目立つ。

新たな最低賃金改定の動きは、前回の基準法改正による改定の最終年(1968年)にすでに始まった。その年が大統領選挙の年だったためだが、ワーツ労働長官が2ドル案を唱え、またAFL-CIOは、この年と70年と71年にも2ドルを主張した。若年失業率の高いことは若年格差最低賃金の論議を促がし、政府はそれへの配慮から1ドル80セント案を唱えたが、大統領選挙(1972年)が近づくと、2ドル案を唱えた。両院の各委員会も、2ドルないし2ドル20セント案を採択している<sup>12)</sup>。

ニクソンが勝利した翌73年、最低賃金改定の動きは本格化した。6月下院は2ドル20セント案(当初2ドル、翌年20セント加算)を通過せしめ、上院も類似案を通過せしめ、7月には各院が両院協議案をそれぞれ通過せしめた。だが9月ニクソンはそれを拒否し、下院は拒否を乗りきれなかった。社会はニクソンを批判したが、その関心はむしろウォーターゲート事件にあった。

最低賃金改定の動きが再燃したのは74年である。3月上院は2ドル20セント案を、下院は2ドル30セント案をそれぞれ通過せしめ、その後両院は2ドル30セントの協議案をそれぞれ通過せしめた。ウォーターゲート事件で弱気となっていたニクソンは、今回は署名し、ここに1974年基準法改正が成立した。だが改正は複雑で、非農場労働者と農場労働者とは内容が異なり、また前者につ

10) *Ibid.*, pp.96, 101~107, 109.

11) *Ibid.*, pp.110~115, 118~119.

12) *Ibid.*, pp.128~130.

いても1966年改正以前に最低賃金が適用済みの労働者と以後に適用された労働者とは内容が異なり、さらに2ドル30セントの実施時期についても適用対象によって1年～2年の差があった。

翌75年 AFL-CIO は、3ドルの最低賃金要求を採択した。改定のための消耗戦の瀬登を避けるため一部議員が指数化方式を提案したこともあり、77年3月マーシャル労働長官は、2ドル50セント案(7月に2ドル50セントとし、翌年7月に製造業平均賃金の50%に指数化する)を議会に示した。3ドルと60%指数化を求める AFL-CIO はこれに失望したが、結局は妥協が成り、当初は2ドル65セントとするがその後の改定にはそれぞれの特徴をもたせた下院案と上院案が、各院を通過した。両院協議を経て最終的に成立した1977年基準法改正の内容は、①当初2ドル65セントとし、その後段階的改定をへて1981年1月1日に3ドル35セントとする、②チップ・クレジットは40%に縮小する、③小売・サービス小規模企業適用除外の年間売上基準を362,500ドルまで引下げる、④最低賃金の85%水準による学生フルタイムの雇用を6人まで認める、⑤最低賃金研究委員会を設置する、というものである<sup>13)</sup>。

⑤の研究委員会設置は、60年代の基準法アセスメントの動きが70年代に定量化の方向へと歩みだしたことの反映である。その報告書は尠大なものだが、著者は、とくに雇用およびインフレにおよぼす最低賃金のインパクトについて、その研究報告内容を紹介している。

まず雇用についてみよう。インパクトは、雇用一般(労働力率や労働移動率など)にたいするものと特定団体の雇用にたいするものとを区別すべきであろう。非農業平均賃金にたいする比率でみ

た最低賃金の水準は、過去の45%～55%にたいして今日では33%にすぎない。均衡水準を上まわる最低賃金の上昇は、理論的には労働の需要減と供給増をもたらすが、均衡水準それ自体が明らかでない。したがってむしろ集団間の雇用インパクト差の方が関心の対象となりやすい。70年代の証拠によれば、最低賃金と深く関わるのは若年層の雇用・失業である。雇用排出の大きさの順からいえば、非白人10歳代、同20歳代前半、白人10歳代、同20歳代前半である。失業率上昇の大きさの順からいえば、非白人20歳代前半、同10歳代、白人20歳代前半、同10歳代である(ミンサー)。また最低賃金の改定は10歳代フルタイムのパートタイマー化を促がす(グラムリヒ)。雇用インパクトの大きさは、14歳～15歳が46%、16歳～17歳が27%、18歳～19歳が15%であり(ウェルチとカニングム)、10歳代は最低賃金により得るより失なう方が大きい(グラムリヒ)ようだが、かかる負の効果は有意でない(ゲイツとラベル)ようでもある。失業率上昇が非労働力化を促がすとの仮説(ムーア)については、支持するもの(ミンサー)も否定するもの(レーガン)もいる。要するに70年代の実証研究の結果は、最低賃金の雇用効果は不確定だということになる。最低賃金は善でも悪でもない(グラムリヒ)というのが、最上の結論だともいう<sup>14)</sup>。

ではインフレについてはどうか。最低賃金改定の総賃金額へのインパクトは $\frac{1}{2}\%$ ～1%にすぎず、しかも労働費用の生産費用にしろる比率は30%～35%程度だから、最低賃金のインフレ的インパクトは大きくはない。最低賃金改定の影響を直接受ける労働者の比率も労働力の2%～3%だから、最低賃金は所得分配の手段としても有効では

13) *Ibid.*, pp.133～135, 137～138, 140～143. なおチップ・クレジットとは、チップ収入に大きく依存する労働にあっては、最低賃金の適用にさいして平均的なチップ収入を一定比率考慮することを意味する。

14) *Ibid.*, pp.144～148.

15) *Ibid.*, pp.149～150.

ない<sup>15)</sup>。

さて研究委員会の報告は以上のようなとして、最低賃金行政についていえば、70年代初期は最低賃金の役割認識の覚醒期であった。最低賃金は世帯所得の最低保障ではなくて、たとえ雇用縮小をもたらそうとも設定されるべき規範としての最低水準（ボジソン労働長官）だという点が意識されたのである。また違反申立ては絶えなかったが、限定調査と和解による解決が増えた。ただし1979年の最低賃金未満者数（42万6千人）とその不足総額（5,400万ドル）は最高であった。

なお特筆すべきは、産業委員会が70年代にその役割を終えたことである。同委員会は、当初は公正労働基準法の一律目標40セントの達成を円滑化するために設けられたもので、本土では70の委員会が113の勧告をなし、1944年をもって実質的な活動を終えた。勧告のほとんどは賃金時間部長の承認を得ており（不承認は6件）、また勧告の不当性を法廷で争って勝った例はない。委員の専門知識を疑問視する向きもあったが、勧告は「健全かつ合理的」で、委員会の効率性は「印象的」だったという。とくに自治領では産業委員会による法の弾力的運用が意味をもち、プエルト・リコとバージン諸島の最低賃金は、70年代初期にやっと本土並みとなった。ただしサモアでは、いまだに産業委員会の活動が続いている<sup>16)</sup>。

## 5

第5の10年（80年代）は、たとえば1980年のインフレ率が13%、賃金上昇率が8.1%、失業率が7.1%であったように、70年代とは対照的に実質賃金

が低下し、また巨額の財政赤字と貿易赤字に悩まされた時期であった。最低賃金の改定については、支持論も反対論もそれなりの根拠をもつ。

1981年には77年改正基準法によって設置された最低賃金研究委員会が、3年の調査へて7冊の報告書をだしたが、雇用とインフレにたいする最低賃金インパクトの記述については、すでにふれた。委員会の主たる勧告は、①若年最低未満賃金の不採用、②指数化方式の導入、③適用除外カテゴリーの個別検討、などである。③にかんしては、連邦法執行官、消防職員、農業雇用、映画館従業員、新聞少年などの適用除外にかんして実情におうじた修正・維持・撤廃を勧告しているが、著者によれば、どちらであってもよいようなものだという。報告書は一部の専門家の関心しか呼ばず、その勧告はほとんど実行されなかった<sup>17)</sup>。

70年代から80年代にかけての問題としては、不法入国労働者にたいする基準法の適用、農業児童労働にたいする化学薬品（殺虫剤など）の影響、家内労働者の保護などがあるが、80年代最大の問題は、若年者の最低未満賃金であろう。政府は、若年者用の最低賃金法案をなんども議会に提出したが、その通過に成功していない。ドノバン労働長官は、最低賃金研究委員会がその不採用を勧告したことを歎いた。若年失業率20%という背景もあって1980年11月、ハッチ上院議員は若年者最低賃金（成人のその75%）を提案したが、それが、この動きの活発化する発端となった<sup>18)</sup>。

この案は、ファーストフード企業を利するとの理由で「マクドナルド格差」案とも評されたが、若年者失業対策としては、その他にもさまざまな

16) *Ibid.*, pp.151~152, 153, 155~156, 158. なおボジソン労働長官の言を含めて、最低賃金の意義が70年代初期に変わったとの指摘は重要であろう。ポールセンは、生活賃金の確立にルーズベルトが成功せず、生活賃金はビジョンにとどまっているというが、真実であろう。George E. Paulsen, *A Living Wage for the Forgotten Man*, Associated University Press, 1996, p.155.

17) *Ibid.*, pp.166~167, 169~170, 172.

18) *Ibid.*, pp.172~175, 176.

意見があった。労働基準法そのものの撤廃、若年者雇用の税クレジット設定、若年者の雇用機会賃金などがそうである。ところで合衆国商業会議所は、若年格差最低賃金の導入が成人最低賃金の改定を促がすことを恐れて慎重な態度をとったため、ハッチ法案の上院ヒヤリングにファーストフード企業が欠席し、同法案成立の見通しは消えてしまった<sup>19)</sup>。

ドノバン労働長官は、この時点で若年格差最低賃金の法制化には慎重だったが、対照的に大統領レーガンは、最低賃金こそ不況と失業の原因だとの信念を崩さなかった。かれは、1983年に若年雇用機会賃金として22歳未満にたいする75%最低賃金(2ドル50セント)を唱え、84年に若年雇用機会賃金法の制定を提案し、85年にも同法を再度提案した。組合はこれをハンバーガー法案だと批判し、新聞も最低賃金の改定は若年格差を設けなくとも可能だとしたが、一部の黒人リーダーが逆に若年格差を支持した点は注目される。結局1986年に基準法は改正されたが、若年格差は導入されず、その内容は、①身障者賃金の生産性準拠の修正と②野球バット少年少女の雇用調査実施というものであった<sup>20)</sup>。

翌87年、上下両院は最低賃金改定の行動をおこした。さまざまな改定案のなかで組合の支持する4ドル65セント案が浮上したが、両院の各委員会

を通過したのは、①5ドル05セントへの引上げ、②議会職員への基準法適用、③チップ・クレジットの拡大(40%から50%へ)、④小売・サービス小規模企業適用除外の年間売上基準の引き上げ(362,500ドルから500,000ドルへ)という案であった。だが同法案の両院における審議は、結局進展することなく終わった<sup>21)</sup>。

最低賃金は、88年夏に政治問題と化した。大統領選挙を控えてデュカキスがその改定を支持し、当初それに反対したブッシュとクェールもやがて態度を変えたからである。レーガンの最高裁判所判事指名の承認と最低賃金改定とが共和・民主両党間の取引材料となったが、取引は成功せず、そのいずれも実現しなかった。この年の10月24日は公正労働基準法施行50周年記念日だったというのに、その記念行事は、政界リーダーたちの関心を呼ぶことがなかった。

労働基準行政をみると、1980年と88年について最低賃金未滿者数は348,000人と154,000人、また賃金不足総額は4,400万ドルと2,980万ドルで、いずれもピークの1979年の数値を下まわった。だが時間外割増違反は逆に増え、おなじ兩年について未滿者数は276,000人と324,000人、不足総額は7,600万ドルと1億1,370万ドルであった。なお取締官数は1978年の1,343名がピークで、82年～87年は年平均にして約940名、88年は約1,000であっ

19) *Ibid.*, pp.177～179.

20) *Ibid.*, pp.179～181.

21) *Ibid.*, pp.182～184.

22) *Ibid.*, pp.184～186. なお付言されるべき80年代の出来事として、1985年の連邦最高裁判所のガルシア判決と1987年の労働長官通達とがあげられる。前者は、州・自治体職員への基準法賃金・時間条項の適用を復活させたもので、その結果必要となる給与改定と時間外手当支給が州・自治体の財政を圧迫する恐れがあったため、直ちに州・自治体財政援助立法が成立した。それは、時間外手当を1.5倍のオフ・タイムで支払うことを認めた。また後者は、運転手の資格は18歳以上だがスクール・バスの運転については労働長官の権限で16歳・17歳まで認められてきたのが、社会の批判を浴び、16歳・17歳の認可は1988年4月1日までとの通達でなされたことをいう。( *Ibid.*, pp.174～175)。その後時間外手当のオフ・タイムによる支払いを民間企業にも認める法案が下院を通過している(『日本経済新聞』1997年3月21日付朝刊)。

た<sup>23)</sup>。

## 6

公正労働基準法施行の50年をみると、1938年～87年の総取締り件数は260万件を超え、最低賃金違反の是正遡及払い者数は700万人、時間外違反の是正遡及払い者数は900万人、両者の是正総額は25億ドルないし27億ドルであったという。だが取締りよりも重要なのは自発的遵法であろう。たとえば1980年における基準法賃金時間条項の適用企業の遵法率は95%であった。

賃金水準が最低賃金以下の労働者数は改定によって増加し、79年に675万、80年に759万、81年に782万となったが、その後減少して88年は392万であった。最低賃金労働者の特性は、典型的には25歳未満の白人女性パートタイマーで、小売・サービス産業の事務・販売・サービス職種に従事し、南部・中西部に居住するというものである。

基準法施行のための調査活動人員(予算定員)は、1938年末が51人、翌39年に669人、さらに65年には1,000人を超え、78年にはピークの1,343人となったが、80年代は900人名に減じた。調査活動そのものは、基準法以外の諸法律(政府請負契約、男女同一賃金、年齢雇用差別禁止など)にもおよぶが、基準法関係が主であって、たとえば請負法関係1件にたいし基準法関係は15件という割合であった。なお調査活動の型は1984年度より変化し、現地調査に代わって電話調査による非公式解決(和解)が増えたのが注目される<sup>23)</sup>。

以上の記述の結論として著者は、自己の研究をつぎのように総括する。まず本書の標題でもあった「生活賃金の追求」については、明確な答えはない。最低賃金は、時期によっては生活賃金水準に達したかもしれぬが、もともと最低生活所得ではないし、また最低生活費用も本人が世帯主か否

かで異なる。1988年の実質最低賃金は1938年のその倍まで上昇したが、倍の意味は解釈次第であろう。最低賃金がなければ今日の賃金構造がどうなっていたかは誰にも分らぬが、底辺は今より確実に低かったであろう。

最低賃金の雇用インパクトは、正でも負でもありうる。ただし多額の賃金は正遡及払いは、明らかに公正労働基準法の成果である。取締りについては、違反申立てよりは標的設定による調査の増えたことが有効だったかどうかは、何ともいえぬ。また電話による申立て調査(和解)の増加についても同様である。

その目的と効果についていえば、最低賃金とは賃金構造の下限設定であり、その直接の影響は小さい。公平性や効率性の促進効果は、定量化が困難であって不明である。また最低賃金は経済的というより政治的ステートメントであって、そのかぎり結果の明白な証明は難しく、討議にどこか情緒性は残ると<sup>24)</sup>。

最後の締めくくりとして著者は、1988年以降の最低賃金の動きを描く。89年11月に新たな基準法改正がおこなわれたが、その内容は、最低賃金の4ドル25セントへの引上げ、訓練賃金条項の導入、小売・サービス小規模企業適用除外の年間売上基準の引上げ、チップ・クレジットの拡大というものである。とくに訓練賃金は、ブッシュが大統領選挙中に主張したところであり、その実現はAFL-CIOの敗北を意味した。だが現実には若年者の留保賃金が訓練賃金より高く、同条項の利用企業は1%にすぎず、したがって同条項は、期限満了時(93年3月31日)に延長措置がとられなかった。マクドナルド社は、同社がすでに4ドル65セントを支払っており、もはや最低賃金企業ではないといったという。なお最新の最低賃金改定は96年8月に実現した。内容は、現行の4ドル25セントを

23) *Ibid.*, pp.187~188, 189~193, 194~197.

24) *Ibid.*, pp.201~203.

96年10月1日に4ドル75セント、97年9月1日に5ドル15セントまで引上げるというものである<sup>25)</sup>。

著者の最終的な最低賃金の意義づけはこうだ。競争市場に低賃金の存在は不可避だが、それを放置してよいわけがなく、かかる労働者との理性的対話が必要であり、最低賃金制は、そのための国家のリーダーによる価値と態度のステートメントにほかならないと<sup>26)</sup>。

## 7

露骨に言えば最低賃金は生活賃金の実現ではなく、低賃金は正の理念化（価値と態度の表明）であろう。最低賃金の対平均賃金比が30%台（日米共通）<sup>27)</sup>という数値は、そのことを物語る。かかる

理念への社会的関心を喚起するには、たとえば最低賃金が大統領選挙の争点となるアメリカのような立法方式がすぐれるようだが、実務的には日本のような審議会方式の方がはるかにすぐれよう。問題は、最低賃金の適正な対平均賃金比とは何であるかだが、これは難問だし、本書にもその解答はない。所詮は当事者の試行錯誤にまつべきものであろう。

なお最後に非常に形式的なことをいえば、日本の地域最低賃金に対比させられるべきは、アメリカの連邦最低賃金ではなくて州最低賃金であるかもしれない。だが日本の地域最低賃金は目安制度によって事実上中央で決定されており、アメリカの州のような独自制はない。その意味では連邦最低賃金との比較の方が現実的であろう。

---

25) *Ibid.*, pp.205~208. 本書の書かれていた時点では、クリントンはまだ96年基準法改正案に署名していなかった。署名は、1996年8月20日である。なおクリントンは、98年2月12日、最低賃金を2年間で1ドル引上げる方針（99年1月1日50セント引上げ、2000年1月1日50セント引上げる）を発表した。ただしその後具体的な動きはない（『日本経済新聞』1996年8月3日付夕刊、8月21日付夕刊および1998年2月14日付朝刊）。

26) *Ibid.*, pp.209.

27) アメリカが33%というのにたいし、日本の場合、毎月勤労統計より算出した平均給与額（規模5人以上）にしめる地域最低賃金額の比率は、平成2年~平成9年について日額では35.24%~36.92%、時間額では32.89%~33.85%であった。日額と時間額とで比率が異なるのは、1日の労働時間が7.2時間~7.5時間というのに、最低賃金の時間額は、基準法との関係から日額を8で割って算出されていることによる（大阪地方最低賃金審議会配布資料による）。